

大垣市農業委員会だより

第19号

令和3年8月1日発行

編集/発行 大垣市農業委員会
(大垣市丸の内2丁目29番地)
☎ 0584-81-4111(内線2532)
☎ 0584-47-8614(直通)
Fax 0584-81-4899

農地等の利用の最適化を推進

大垣市農業委員会 副会長 高橋 澄

皆様方には、日頃より農業委員会活動の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本農業委員会では、農地利用の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を推進する活動を行っております。

現在、全国的にも農業が置かれていく状況は厳しく、本市においても、担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題が発生しています。それらの問題を解決するため、農業委員及び農地利用

推進委員と協力して遊休農地防止

大垣市農業委員会 副会長 吉田 和郎

私は、静里地区に居住しています。二年ほど前から、桧町と木戸町を結ぶ道路沿いの杭瀬川河川敷き（木戸町地内）の耕作が放棄され、草が背丈を超えていました。この道を通るたびに、このままでは、数年後には、雑木が生え、もう元には戻せなくなると危機感を持っていました。

そのため、中部地区の推進委員に、解決に取り組んでほしいと相談しました。推進委員からは、「誰も耕作する人がいない場合は、私

が代表を務めている（農）静里営農で耕作してもらえない」と提案がありました。

結果、推進委員から農協に働きかけてもらい農地中間管理機構を通じて、（農）静里営農が耕作をすることとなり、美しい農地が復活しました。

今後も、農業委員として、地元の営農者として、推進委員と協力して遊休農地の防止、農地の最適化に努めてまいりたいと思います。



最適化推進委員が中心的な役割を担い、地域の持続可能な農業への計画として、市内全二十地区で「実質化された人・農地プラン」を作成いたしました。今後は、作成したプランの実現に向けて見直しを図りながら進めてまいります。

また、七月から八月にかけて農地パトロールを実施し、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地を把握し、農業者の意向を踏まえて貸付やあつせんなど、農地の利用調整と有効活用を図ってまいります。

終わりに、今後とも、本農業委員会の各業務に変わらぬご理解とご協力を願い申し上げますとともに、皆様方の益々のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げまして、ごあいさついたします。

「人・農地プラン」 の活用に思う

農業委員

河合 稔



農業を取り巻く環境は、離農や高齢化による担い手不足、耕作放棄地の拡大、安価な農産物の輸入による影響など非常に厳しい状況が続っています。また、新しい農業活動に活路を見出している農業者もありますが、未だに「きつい、危険、稼げない」の3Kイメージも強く残っています。

こうした状況のなか、南杭瀬地区では、離農者の受け皿として法人化がすすめられました。法人化することによって、個人よりも大規模経営を行うことでスケール・メリットを得ることができます。当然、大規模経営にあたっては、農地の集積・集約化が必要となり、地域での話し合いが重要となります。

隣接地域との「人・農地プラン」の意見交換、その内容をもとに、持続可能な農業の将来像を具体化すること、その上に立つてPDCAサイクルを活用していくことが大切だと思います。

こうした活動を通して、私も農業委員の使命でもある「農地等の利用の最適化の推進」の下、地域農業の振興に努めてまいります。

農地利用最適化 推進委員として

農地利用最適化推進委員

渡部 幸一



昨年七月より、洲本地区の農地利用最適化推進委員に就任し活動させていただいております。昨今の農業環境は依然として厳しい環境下にあります。

大規模農家では、農家所得倍増政策等により曲りなりに経営が成り立つているようですが、各種の助成金に頼る所が多く政治に左右される面もあり、健全な経営状況ではないと思います。農業経営を独り立ちさせる為には、魅力ある作物の栽培、遊休農地を解消し、農地集積等による作業の効率化、後継者の確保による将来の安定化を益々進めて行かねばなりません。

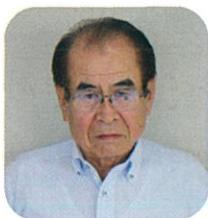
また、昨今では土地持ち非農家等による相続放棄が進み、所有者不明土地が増え、その面積は四百十萬haで九州地区と同じだそうです。負の遺産ではなく財産として自信を持つて次世代へ引き継ぎたいものです。

今後、一生懸命勉強して農家の皆様のお役に立ちたいと思います。

農地利用最適化 の推進

農地利用最適化推進委員

下野 一郎



昨年七月、墨俣地区の農地利用最適化推進委員の委嘱を受け、地区の農業委員と二人三脚で農地パトロールを実施しました。放棄地を少しでも減らしていきたいと考えています。

私自身、農事組合法人に関わっているため地元の農地は良く理解しているつもりですが、推進委員として見て回るのは墨俣全域です。市街化区域もあり、その中には農地か宅地かが大変見分けがつきにくい場所もあります。特に放棄地には畠が多く、その地権者は若い世代や県外等の遠方に住む方が多いようです。昔はサラリーマンより農業。今は農業よりサラリーマンが大事ということでしょうか。

これからは畠も集積して農事組合法人が管理するように計画を立てて、地元の農地は地元で守つていきます。

また、スマート農業を取り入れていき、魅力ある農業にし、後継者づくりに貢献していくことが、推進委員として、地元の農業者としての私たちの仕事だと思っています。

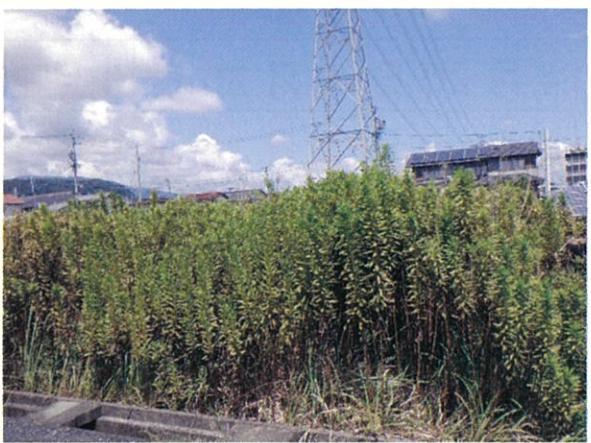
これからも農地利用最適化の推進に努め、魅的農業にしていきます。

農地パトロール（農地の利用状況調査）について

農業委員会では、農地法第30条の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員による農地パトロール（農地の利用状況調査）を毎年実施しています。

農地パトロール実施の際には、調査のため皆様の農地に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

遊休農地（耕作放棄地）は、農地集積に支障をきたすだけでなく、獣害虫等の温床となる恐れや、ゴミの不法投棄等の発生源になるため周辺住民や農地に多大な悪影響を及ぼす危険性があります。



農地の管理については、農地法において、農地について権利を有する者の責務として規定されていますので、農地の適正管理をお願いします。

農地の利用でお困りの方は、農地が遊休化する前に、地元の農業委員・農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局にご相談ください。

農地中間管理事業をご活用ください

農業振興地域における農地の貸し借りの仕組みとして「農地中間管理事業」があります。

県の指定を受けた農地中間管理機構が、農地の受け皿となり、機関が借り受けた農地を担い手に貸し付けるものです。

ご自身で耕作や農地の管理を続けることが難しくなった場合は、この事業の活用をご検討ください。



農地転用許可申請の受付締切日の変更について（お知らせ）

農地転用許可申請の受付締切日が、令和4年1月受付分から次のとおり変更となりますので、ご注意ください。

1. 実施日 令和4年1月受付分から

2. 変更内容 申請受付締切日の変更

変更前：毎月20日（土・日・祝日の場合、翌営業日）

↓
変更後：毎月20日（土・日・祝日の場合、前営業日）

※令和4年 申請受付締切日

1月20日	2月18日	3月18日	4月20日	5月20日	6月20日
7月20日	8月19日	9月20日	10月20日	11月18日	12月20日

農地法による手続きについて

農地を売買や貸借をするとき、農地を住宅や工場等の農地以外の用途に転用するとき等、農地法による手続が必要となります。

農地法による手続きや相談等については、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員、または、農業委員会事務局（電話47-8614）までご相談ください。

農業者年金にはメリットがいっぱい！

あなたの老後生活への備えは十分ですか？年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者の方なら広く加入できます



農業経営者
自営業との兼業農家



配偶者



後継者とその配偶者



農業従事者
農家のパートさん



農地の権利名義を持たない畜産農業者



農地の権利名義を持たない
施設園芸等農業者など

①年間60日以上農業に従事する

②国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、

③20歳以上60歳未満の方

・農地を持っていない農業者や後継者などの家族従事者も加入できます。

・脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間に問わらず、それまでに支払った保険料は、将来受給する年金の原資となります。

（注）農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）への加入も必要となります。

【農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、西美濃農業協同組合にお問い合わせください。】